

掛川市条例第3号

掛川市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 都市建設部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 下水道事業に関すること。</u></p> <p><u>8</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 上下水道部</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 都市建設部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>8 上下水道部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 下水道事業に関すること。</u></p> <p><u>9</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- (掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を次のように改正する。
- 次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(組織) 第6条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>水道部</u> を置く。	(組織) 第6条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。

(掛川市男女共同参画条例の一部改正)

3 掛川市男女共同参画条例（平成18年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第21条 審議会の庶務は、 <u>市民協働部</u> において処理する。	(庶務) 第21条 審議会の庶務は、 <u>企画政策部</u> において処理する。